

定期監査報告(第5号)

1. 監査の対象

総合政策課、税務課、水道課

2. 監査の期日

令和4年12月19日(月)

令和4年12月20日(火)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【総合政策課】

1 ジャがりん号運行業務委託について

- ①業務管理責任者通知は契約書ファイルに綴ること。
- ②仕様書には、運転手の接客態度や言葉遣い等についても明示すること。
- ③これまでの積み上げを毎年精査して、欠けている部分を仕様書等を含め書面で相手に伝わるようにすること。
- ④課に関連する契約業務にあっては、よく精通しておくこと。

2 有識者会議や審議会等について

- ①審議会等について定めた要綱等に従い、委員の任命、座長等の決定の経緯や会議の招集目的、並びに会議の回数などについては、時系列に整備すること。

【税務課】

1 委託業務関係について

- ①適切に処理並びに整理されているものの、一部の書類が時系列に編纂され

ていないものが見受けられた。

2 備品台帳について

- ①台帳は、定められた様式に基づき作成されるものであるので、関係のない書類等は別冊とすべきである。

【水道課】

1 下水道並びに水道運営審議会について

- ①委員の選定等にあつて、限られた団体に依頼し推薦されるといった手法が、これまでずっと採用されている。
今後においては、審議会の目的を鑑み、公募などを行い活性化を図るべきものとする。
- ②審議会の目的を十分理解し、会議が単なる報告で終わることのないようにすべきとする。

2 工事・委託業務について

- ①契約書並びに仕様書に従い、工事並びに業務を行うこと。
- ②また、契約書並びに仕様書の内容に十分理解し執行すること。